

北海道開拓の光と影―「開拓」と「地方自治」をめぐる

谷 本 晃 久

はじめに

北海道大学大学院文学研究院の谷本と申します。私が所属する文学研究院の日本史学研究室には教員が六名在籍し、それぞれ古代、中世、近世、近代、現代、思想史を担当しています。私はこの中で近世を担当しています。近世とは江戸時代のことです。大学の仕事としては江戸時代全般を扱い、その一方で個人的な研究テーマとしては、アイヌ民族に関することや、北海道、サハリン、千島列島、アムールランドといった諸地域の江戸時代の状況などを主に扱っています。

また、私は高校時代の三年間を旭川市で過ごし、現在も両親は旭川市内に暮らしています。こうしたことが縁で、北海道教育大学旭川校の海老名尚教授らとともに、『新旭川市史』（二〇〇二〜〇九年）の編纂作業に携わった経験もあります。このときは、近代、すなわち、明治・大正・昭和期の同市内におけるアイヌ民族の歴史を主に担当しま

した。

二〇一八年は北海道命名一五〇年目の年で、これをテーマとする道庁主催のイベントなどが道内各地で行われました。この中で私自身も北海道開拓をテーマにした講演などを行う機会がありました。

本日は、これまで北海道の近世および近代についての研究を進めてきた立場から、「北海道開拓の光と影―「開拓」と「地方自治」をめぐる」と題してお話をさせていただきます。前半は近代以降の北海道全体の話をし、後半では、副題にもあるとおり、旭川市の地方自治を中心にアイヌ民族が置かれた状況などについても触れたいと思っています。

1. 北海道開拓の二面性

(1) 植民地区画の形成と入植者への貸下

例えば十勝の芽室町には現在、広大なジャガイ

モ畑が広がる、美しい風景を観ることができません。しかし、この風景は自然のものでは当然なく、人の手によってつくられたものです。

一五〇年前、「北海道」と名付けられたばかりのこの土地は、函館や松前といった一部の地域を除き、大部分が「無主地」とされ、後に「北海道国有未開地」と呼ばれるようになります。つまり、元々アイヌの人々が使っていた土地であっても、その土地の所有権ないし利益権をアイヌの方々はまったく認めなかったということです。

この無主地に当時の開拓使が線を引き、まず「原野」としてそれぞれの区域の設定を行った上で、原野を短冊形に区切り、「植民地区画」として設定しました。短冊形に区切られた土地の景観は、現在も飛行機で上空を飛ばせば見ることができます。

その後、この区画された植民地で農業などに従事する入植者を国内で募集し、来道した入植者に対しては土地の貸下を開始しました。最初から入植者に土地の所有権は付与しません。入植から三〜五年経つと開拓使、のちに北海道庁（一八八六

年設置の国の直轄出先機関）から検査官が来て検査を行い、成墾の見込みありと認められた場合に初めてその土地の所有権が認められました。

芽室町の場合、一八八八年に芽室太原野として設定された後、一八九二年に殖民地区画の設定が行われ、一八九六年から入植者への貸下が開始されました。これ以降、入植者たちの数十年にわたる苦勞の積み重ねの果てに、現在観られる美しいジャガイモ畑の風景がつくられてきました。

(2) 保護地での集住を強制されたアイヌ民族

このように、北海道の土地の大部分は、北海道命名後、無主地、国有未開地とされた上で、原野、殖民地区画の設定へと進み、入植者に与えられてきました。その一方で、以前から北海道に住んでいた先住のアイヌ民族は、先ほども述べたとおり、従来土地の用益権を認められず、生活の場を奪われました。

では、生活の場を奪われたアイヌの人たちはどうなったのかと言えば、殖民地区画の設定に際してリザーブ（留保）された一部の地区に集められて集住することになりました。このような土地を「旧土人保護地」といいます。例えば上川盆地では近文地区が保護地とされ、上川郡全体の〇・〇五％に過ぎないこの地区に、石狩川上流域に暮らしてきたすべてのアイヌの人々が集住させられました。

芽室太原野の場合、毛根^{けね}という地区が、同原野に住んでいたアイヌの人たちの保護地とされました。そして、実際に入植者たちが多数移り住んでくると、先住していたアイヌの人たちは追いやり、最終的に保護地の中だけで生活せざるを得なくなっていました。

なお、「北海道旧土人保護法」（明治三十二年三月二日法律第二十七号）の制定は実はこうした動きよりも後のことです。同法はアイヌの人たちに条件付きで旧土人保護地の所有権を無償で分け与えることを趣旨とする法律です。同法第一条に「北海道旧土人ニシテ農業ニ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一萬五千坪以内ヲ限り無償下付スルトヲ得」とあり、これに基づいて旧土人保護地から分与された土地を「旧土人給与地」といいます。このことを理由に挙げて、アイヌの土地の所有権は奪われていない、同法は悪法ではない、などと主張も聞かれますが、実際には土地の質が良くない旧土人保護地しか分与の対象になっていないことからすれば、開拓使による原野設定と殖民地区画の段階で、アイヌ民族は土地の所有権のほとんどを奪われたと言えます。あわせて、同法のもとでは、いわゆる同化政策が進められ、アイヌ民族に対する日本語のみによる教育が行われました。これはアイヌの文化・言語の否定を意味するものです。

毛根地区の場合、北海道旧土人保護法が制定される前、一八八五年にはアイヌの人々が保護地に

集められていました。サンクル赤築三九郎氏が集落を束ね、保護地での生活の近代化に向けた努力を重ねました。

したがって、ここで紹介した芽室の例に限らず、明治に始まる北海道開拓の歴史には、どの地域でも必ず、文字通りの開拓の歴史だけでなく、同じ長さのアイヌ民族の近代史もあるということです。

(3) 北海道博物館の歌碑から読み取れること

北海道という行政単位が生まれたのが、一八六九（明治二）年、旧暦の八月十五日のことです。

冒頭でも述べたとおり、二〇一八年は「北海道命名一五〇年（目）」ということで、これをテーマとする道庁主催のイベントなどが各地で行われました。

ところで、厳密に言えば、命名一五〇年の節目は二〇一九年になるはずなのですが、「一五〇年目」である二〇一八年を重視することには、一八六八年の明治維新から一五〇年のタイミングと合わせようという意思が働いています。いつ合わせなのか正確にはわかりませんが、恐らく道庁職員が誰かがどこかの時点で調整を行ったものと思われ、少なくとも一九三六〜三七年に発行された『新撰北海道史』ではすでに合わせられています。

また、北海道「命名」一五〇年として、一九六八年九月二日）が行われたときに、「開道百年」、す

なわち、北海道「開基」一〇〇年としたことに対して強い批判があったからです。開基としてしまうと、その前には何も無かったかのような印象を与えます。

道立の北海道博物館（札幌市厚別区）の構内に、一つの歌碑が建立されています。北海道博物館もかつては北海道開拓記念館（一九七一年開設）という名称でしたが、これも批判があったため、二〇〇五年に現在の施設名に改称しています。この歌碑に刻まれている歌は、香淳皇后（昭和天皇の皇后）が前出の北海道百年記念式典にいらした際に詠まれたもので、以下のような内容です。揮毫は入江相政侍従長によります。

「いかばかり み心いためたまひけむ ももとせまへの 御世のはじめに」

主語は省略されていますが、皇后が「み心」という敬語を使うのは天皇以外になく、また、「ももとせまへ」とは一〇〇年前という意味ですから、心を痛めているのは明治天皇になります。つまり、明治天皇は一〇〇年前、明治の御世の始まりにおいて、北海道のことでどれだけ宸襟を悩ませ奉ったのだろうか、という意味です。それを偲んで、この式典に臨んでいると、皇后自身が歌に詠んだということになります。北海道の設立は明治天皇にとって心を痛めるような事案でもあったのであり、そうした認識が香淳皇后に共有されているわけですね。こうした認識は、のちに述べますが、当時の国際情勢に基づいたものであり、北海道開拓が単に

喜ばしいことではない、二面性を備えたものであったことを示しています。

2. 新たな道「北海道」の設置、その特徴と背景

(1) 北海道と道内一十カ国八六郡の設置とその意味

「北海道」の設置は太政官布告（一八六九年八月一五日公布）によるもので、「此度蝦夷地一円北海道と称し、拾壹箇国に分ち、開拓使相建、総テ御政令御擯行相成候様条、此段相達」と書かれていました。

一八六九年の「北海道」の設置は、本州・四国・九州に奈良時代から存在してきた「五畿七道」という律令制下の広域行政区分に、新たに八つめの道が追加されたことを意味します。

あわせて、太政官布告にも明記されているとおり、「道」を設置すると、「道」の中に「国」を、「国」の中に「郡」を、「郡」の中に「村」を設置することになります（国郡制）。そのため、「北海道」の設置に伴い、道内にも一十カ国八六郡数百カ村が置かれました（[図表1](#)）。

例えば、現在の東京都豊島区のJR池袋駅の周辺は、かつては東海道・武蔵国・豊島郡・池袋村だったのと同様に、現在の帯広市の辺りは北海道の設置当時は北海道・十勝国・河西郡・下帯広村

と呼ばれていました。

このことはつまり、王政復古を成し遂げた明治の「御世のはじめに」、あらためて蝦夷地を「北海道」と命名し、あわせて奈良時代以来の作法で行政区画としての道・国・郡・村を設置し、正式な日本の領土にしたということを意味します。

(2) 免罪符として利用される松浦武四郎

「北海道」という道名、一一の国名、八六の郡名は、松浦武四郎が名付け親とされています。道庁のウェブサイトにある「北海道一五〇年事業」のページでは、武四郎は以下のように紹介されていました（現在は終了）。

「北海道の名付け親」と言われているのが松浦武四郎という人物です。

武四郎は、江戸時代の終わりから明治にかけて活躍した探検家で、六度に渡る蝦夷地（北海道）の探検を通じてアイヌの人々とも交流を深め、蝦夷地の詳細な記録を数多く残しました。

また、アイヌの人々が蝦夷地で安心して暮らしていけるようにしたいという強い思いを持ち、行動した人でもあります。

蝦夷地のことに詳しい第一人者として明治政府の一人となり、一八六九（明治二）年七月一七日、明治政府に対し、蝦夷地に代わる新たな名称として「北海道」ともなった「北加伊道」を含む六案を提案しました。

<図表1> 1869（明治2）年8月15日設置の北海道11国86郡

国	国別の郡数	郡名
渡島国	7	亀田郡 茅部郡 上磯郡 福島郡 津軽郡 檜山郡 余志郡
後志国	17	久遠郡 奥尻郡 太魯郡 瀬棚郡 島牧郡 壽都郡 歌棄郡 磯谷郡 岩内郡 古宇郡 積丹郡 美園郡 古平郡 余市郡 忍路郡 高島郡 小樽郡
石狩国	9	石狩郡 札幌郡 夕張郡 樺戸郡 空知郡 雨龍郡 上川郡 厚田郡 濱益郡
天塩国	6	増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 中川郡 上川郡
北見国	8	宗谷郡 利尻郡 禮文郡 枝幸郡 紋別郡 常呂郡 網走郡 斜里郡
膽振国	8	山越郡 虻田郡 有珠郡 室蘭郡 幌別郡 白老郡 勇拂郡 千歳郡
日高国	7	沙流郡 新冠郡 静内郡 三石郡 浦河郡 様似郡 網走郡
十勝国	7	廣尾郡 當縁郡 大津郡 中川郡 河東郡 河西郡 十勝郡
釧路国	7	白糠郡 足寄郡 釧路郡 阿寒郡 網走郡 川上郡 厚岸郡
根室国	5	花咲郡 根室郡 野付郡 目梨郡 標別郡
千島国	5	國後郡 擇捉郡 振別郡 紗那郡 藥取郡

※ 国立公文書館デジタルアーカイブ掲載の「公文録」を基に編集部作成（2020年3月）。

<図表2> 北海道周辺における日露・日ソ間の国境の推移

条約等の名称	調印等の日	国境線の状況
日本国魯西亜国通好条約（日露和親条約）	1855年2月7日（安政2年12月21日）締結	択捉島と得撫島の間に国境線。樺太は両国国境未確定の地に。
日露間樺太島仮規則	1867年3月30日（慶応3年2月25日）仮調印	樺太全島を両国雑居の地と定める。
太政官布告	1869（明治2）年8月15日 公布	北海道および11カ国設置。歯舞・色丹は北海道根室国に、国後・択捉は北海道千島国に含む。樺太は北海道に含まず。
樺太・千島交換条約	1875（明治8）年5月7日 署名、同年8月22日批准	樺太での日本の権益の放棄、得撫島以北の千島18島をロシアが日本に譲渡。カムチャツカ半島と占守島の間に国境線。千島列島全島が北海道千島国に。
ポーツマス条約	1905（明治38）年9月4日 調印、10月10日日本批准	樺太の北緯50度以南の領土（南樺太）が日本領に。南樺太は北海道に含まず、外地扱い。
日本国との平和条約（サンフランシスコ講和条約）	1951（昭和26）年9月8日 署名、1952（昭和27）年4月28日発効	日本の有していた千島列島・南樺太の権利、権原、請求権を放棄。日本側は、北方四島は千島列島に含まない（北海道に含む）とする立場。
日ソ共同宣言	1956（昭和31）年10月19日 署名、同年12月12日発効	両国は引き続き平和条約締結交渉を行い、条約締結後にソ連は日本へ歯舞群島と色丹島を引き渡す、と明記。

この文章自体は非常に美しく、和人とアイヌ民族との共生を目指したヒューマニストとして武四郎の功績を示し、北海道開拓の影の部分であるアイヌ民族の近代の苦難には一切触れていません。アイヌ民族側の評価もおおむね好意的です。行政側にとつても、アイヌ民族側にとつても、武四郎は都合が良い人物として評価されている現状が見られます。いわば、北海道の歴史を考える上で、武四郎の存在が免罪符になつていようにも思えます。

(3) 道名・国名案に見る武四郎のスタンス

武四郎による道や国のネーミングにどのような意図があるかと考えてみると、彼をアイヌとの共生を目指したヒューマニストといひ切れてしまえるほど単純ではないことがわかってきます。

武四郎が政府に対し、蝦夷地に代わる道名と、国名・郡名を提案したのは、「蝦夷地道名国名郡名之義申上候書付」(一八六九年)という文書です。この中で、道・国のそれぞれの名について、すべて出典が付されています。

まず道名については、武四郎から六つの案が出されています。出典で分けると、日本の古典に因むものが「日高見道」と「千島道」の二案、中国の古典に因むものが「海北道」と「海島道」の二案、朝鮮の古典に因むものが「東北道」の一

新規に案出されたものが「北加伊道」の一案です。「加伊」はアイヌ語の「カイノ」とされており、最終的にこれを「海」に置き換えた「北海道」が採用されました。

国名では、一一方国の名のうち、日本の古代の古典に出典を持つているものが四つあります。「渡島」、「後志」、「胆振」、「日高」です。出典はすべて『日本書紀』です。『日本書紀』は日本最古の官撰の歴史書、正史です。

「渡島」は、斉明天皇六年(六六〇年)、阿倍比羅夫が渡嶋に来て、その地で肅慎を討つたという記述が根拠になつています。

「後志」と「胆振」については、斉明天皇五年(六五九年)、阿倍比羅夫が胆振鉏および斯梨蔽之という名の地に来て政所を置き、その地の蝦夷に禄を授けたという記述があります。

「日高」はさらに古く、景行天皇一七年(九七七年)、武内宿禰が東国から帰還したときの、景行天皇(ヤマトタケルの父)への復命の内容が出典になつています。この中で、「東夷」の地には日高見国があり、そこに住む人たちは、結髪で入れ墨をし、勇敢な性格であり、その国の土地は豊かで広いとして、征服するべきだと述べられています。

これら四つの国の名を『日本書紀』の文書から案出していることには、古代においてすでに大和朝廷は北海道に行政の拠点を置いたり、派兵したりしていたのだから、朝廷と北海道の関わりは長い歴史を有しているのだとアピールする意図がある

るということです。

以上の四カ国は、いずれも北海道の南西部にあつて、江戸時代には「場所請負制」の地域単位にもなった「場所」が細かく区切られた地域でした。そのため、これら四カ国の地域に新たな国名を付けることには、これらの地域に元々広域地名がなかったという事情もあります。ただ、新たな地名をつける出典として武四郎が依つたのが『日本書紀』であり、復古の意識があるという点が重要です。

このほか、「千島」は『夫木和歌集』(一三一〇年頃撰)が出典です。「北見」は現在の宗谷地方を含み、北のサハリンを見渡したという、武四郎自身の蝦夷地探査の経験に由来しています。「石狩」、「天塩」、「十勝」、「釧路」、「根室」は、アイヌ語に由来するもので、前時代の広域地名(「場所」の名)としても使われていました。

(4) 背景としての日露国境問題

以上で見えてきたとおり、武四郎が北海道の道名案や国名案を提案したときのスタンスは、渡島・後志・胆振・日高の国名の付け方に特に表れているように、明治維新・王政復古の時代に生きた志士としての立場および国学者としての古典の教養に基づき、「北海道は昔から朝廷が統治していた土地であつた」というメッセージを打ち出そうというものです。

その背景には、当時の政府が最も苦慮していた日露間の国境問題があります。この苦慮こそが、冒頭でお話しした明治天皇を悩ませた問題ということになります。日本国内で明治維新という政変が起き、新政府が幕府から政権を奪取した当時、対外関係には江戸時代から継続した課題があり、北海道周辺における日露間の国境問題はその一つでした。だからこそ、その対策の一つとして「北海道」を設置したということです。

なお、樺太（サハリン）はこの間一度も北海道に含まれたことはありません。樺太は一八六九年の北海道設置時、「日露間樺太島仮規則」（一八六七年）によって日露両国の雑居地とされていたからです。一八七〇年から「樺太・千島交換条約」（一八七五年）の締結まで樺太開拓使が設置されていますが、このことも樺太が北海道に含まれたことを意味していません。

これに対し北方四島は、すでに「日露和親条約」（二八五五年）で日本領として確定されていたため、北海道に含まれています。そのため、北海道の設置に伴い、国後・択捉には千島国が設置されたほか、歯舞・色丹は歴史的に「ネモロ（根室）場所」であったことから根室国に属することになりました。その後、「樺太・千島交換条約」によって千島列島全島が日本領になったときには、最東端の占守島シムシユまでの全島が北海道千島国になりました。

北海道周辺における日露・日ソの国境線は、「樺

太・千島交換条約」での確定後も「ポーツマス条約」、「サンフランシスコ講和条約」と、その変更がくり返され、現在の北方領土問題にまでつながっています（図表2）。

なお、後に「日ソ共同宣言」（一九五六年）では、「日ソ両国は引き続き平和条約締結交渉を行い、条約締結後にソ連は日本へ歯舞群島と色丹島を引き渡す」と書かれましたが、明治に定められた日本の行政区分上、歯舞・色丹は根室国に属し、国後・択捉は千島国に属したという違いがあります。先ほど、北海道開拓は、北海道のほぼ全域を無主地・未開地とした上で、そこに殖民地を区画して入植者に貸下・所有権付与を進めていったという流れを説明しました。その結果、現在は全道に同じような景観がつけられ、それと表裏をなす格好で、土地の占有権を奪われたアイヌ民族の近代史があります。こうした北海道開拓の歴史が本格的に始まる前段には、ロシアとの関係における対外的な危機感があり、日露間での国境画定の作業が課題とされました。

3. 近代の北海道「開拓」の特色

(1) 大規模な移民（殖民）の成功

一八九〇年代に入って北海道開拓が大規模に進展し、入植者⇨移民の受け入れが進んでいくなかで、道内の人口状況は大きく様変わりしていきま

した。

明治維新のころ、道内の和人の人口は一〇万人程度で、その多くは道南の函館や松前、江差に住み、札幌も含むそれ以外の地域ではアイヌ民族の方がまだまだ多く暮らしていました。例えば十勝地方の人口状況を見ると、一八七三年の十勝のアイヌの人口は一四八二人であるのに対し、一八八三年の帯広には和人はわずか二七人しか住んでいませんでした。

これが一九〇〇年になると、道内の全人口は一〇〇万人を超えますが、和人が九八万五〇〇〇人に拡大するのに対し、アイヌ民族の人口は一八五〇年代以降一万八〇〇〇人前後の水準でほとんど変わっておらず、一九〇〇年では一万七五七三人でした。和人が三〇年足らずの短期間に一〇倍近くまでに急増したのは、移民（殖民）が大成したからです。

一九世紀から二〇世紀への転換期は、北海道の風景を大きく変え、アイヌ民族が圧倒的なマイノリティになっていきました。先ほども言及した「北海道旧土人保護法」の制定が一八九九（明治三二年）で、これは二〇世紀に入る二年前のことです。これはつまり、この時期に至って、アイヌの方々に頼らなくても、和人だけで開拓が進められるようになったという北海道の状況の変化を表しています。

いずれにせよ、これだけ大規模な移民の成功は、東アジア全体を見渡しても希有なことです。この

状況は、北海道の近代史を考える上でも、無視できない環境の変化ではないかと思えます。

一方で、北海道開拓が進む影で給与地に押し込められたアイヌの人たちも、そこで前時代的な生活が続いていたわけではなく、近代化への努力を重ねていきます。アイヌの近代化の一例として、藤戸竹喜作の木彫『日川善次郎像』という作品を紹介しします。日川氏は釧路地方屈斜路のエカシ(長老)で、髭をたくわえ、西洋風の背広を着た姿が彫られています。

(2) 近代の北海道「開拓」の本質

北海道は一八六九年にそのような道名がつけられる以前、「蝦夷地」と呼ばれていました。

北海道に改称される前、近世期(江戸時代)の蝦夷地では、行政上は大きく四期に分かれる支配体制が見られました。

- ① 前松前氏時代(松前藩政期) 一五九〇～一七九九年
 - ② 前幕領時代(蝦夷地第一次幕領期) 一七七九～一八二二年
 - ③ 後松前藩時代(松前藩復領期) 一八二二～一八五五年
 - ④ 後幕領時代(蝦夷地第二次幕領期) 一八五五～一八六八年
- ・ 箱館裁判所・箱館府の設置 一八六八年
・ 榎本武揚軍政期 一八六八～一八六九年

・ 箱館府の廃止と開拓使の設置 一八六九年

先ほど松浦武四郎による道名案の一つに「北加伊道」があり、これが最終的に採用されて「北海道」になったと説明しました。武四郎はこの「加伊」という語について、アイヌ語のカイノーが語源であるとしながら、「蝦夷」にも関係があると説明しています。蝦夷は音読みではカイと読めるからです。

蝦夷の「夷」は古代中国の中華思想に由来する概念です。中華思想は、中華の天子が世界の中心にあり、東西南北それぞれの方角に野蠻人が暮らす地があるという世界観です。日本は古代中国のこうした世界観の中で、東夷、すなわち、東方の野蠻人とされてきました。そして、日本の大和朝廷はこの中華思想を引き継いで、天皇を日本の中心としながら、アイヌを含む朝廷に服属しない人々を東夷と位置づけ、「蝦夷」と名付けました。アイヌ語学者の金田一京助(一八八二～一九七一年)の説によると、「蝦」はエビのことであり、アイヌ民族の男性が尊ぶ長い髭をエビの長い触角になぞらえたとされています。そうだとすれば、蝦夷とは「エビのような長い髭を生やした東方の野蠻人」という意味になります。蝦夷とみなされた人々が住む地が蝦夷地であり、蝦夷も蝦夷地も蔑称です。

つまり、「北海道一五〇年」とは、前時代にはアイヌ民族の土地であった蝦夷地がロシアとの国境問題などを背景にしながら日本の領域とされ、

和人の手で開拓や自治が公式に始められた歴史を指していると言えます。

(3) 近代史の中のアイヌ民族

給与地に押し込められたアイヌ民族は、苦しい日々をただ送るだけだったのかと言えば、構造的にはそうかもしれませんが、個人のレベルではアイヌ文化の同時代的な展開が徐々に実践されてきています。

十勝を例に挙げると、たとえば一九二七(昭和二年)年に、アイヌの社会的地位や生活の向上を目的とした「十勝アイヌ旭明社」という団体が組織されました。

この旭明社にも参加していた吉田菊太郎(一八九六～一九六五年)は、後に北海道アイヌ文化保存協会を組織し、自らの農業での成功を基に、アイヌ文化を展示・発信するために、一九五九年に「幕別蝦夷文化考古館」(幕別町千住)を設立しました。

一九五七年には、伝統舞踊の伝承を目的とした「帯広カムイトウポポ保存会」が設立され、ここには音楽家の安東ウメ子(一九三三～二〇〇四年、帯広市出身)も参加していました。近年では、この帯広カムイトウポポ保存会に学んだ原田公久枝氏が二〇〇九年に「フンベシスターズ」を結成し、アイヌ音楽のCDを出されています。

以上のように、アイヌの人々の中には、各地で

努力・成功し、近代化を成し遂げた個人もいます。現代においても後続の世代が新たなスタイルによる伝統文化の発信などで挑戦を続けています。ただ、皆がこのような環境にあつたわけではなく、アイヌ本来の生活の手段を奪われ、貧困と差別の中での暮らしを余儀なくされた人たちが多くあつたことも確かであり、そのことを忘れてはならないと思います。

4. アイヌ史の捉え方

北海道の地方自治において、アイヌ民族はどのような担い手になっていくべきかという論点は非常に重要です。地方自治の担い手でもあるはずの先住民族であるアイヌ民族が存在することを前提とした地方自治はどうあるべきなのか、といったことについて、私たちはこれから本腰を入れて考えていく必要があります。

二〇一五年に、札幌市議の一人が「アイヌ民族は先住民ではない」とネット上に書き込んで、その後の市議選で落選するという状況が見られました。このような発言の背景には、「アイヌ文化」は一三世紀以降の土器を用いない文化を指すとする考古学の定義があります。日本の歴史は二六〇〇年を超えるとする見方に立てば、それに比べて考古学という「アイヌ文化」の起点は一三世紀以降とかなり短く、したがって先住民族ではない、という捉え方です。このような主張は日本国内にはまだ根強く残っています。

しかし、例えば『日本書紀』には、東北地方のアイヌ語由来の地名(都岐沙羅など)が数多く記載されています。『日本書紀』が記録する時代は、アイヌ史では擦文文化以前の時代です。ということは、少なくともアイヌ語は、考古学という「アイヌ文化」期の以前、『日本書紀』に書かれる時代に、東北地方にすでに存在していたことを意味します。これを「アイヌ語族」と呼ぶ研究者もいます。奈良時代の『万葉集』の時代の文化と江戸時代の文化が全く異なっていながら、日本史として通史的に語られるのであれば、アイヌの歴史も通史としての連続性を有しています。旧石器時代や縄文時代を日本史として語れるのであれば、アイヌ史においても旧石器時代や縄文時代を語れなければならぬということです。二〇二〇年四月に開館予定の国立アイヌ民族博物館の歴史パートの叙述も、こうした考え方を採用しています。

本史という中世、近世、近代と、時代を経ることに変わってきましたが、特に近世以降は中国、ロシア、日本との関係が密接となり、これらの国々との交渉の中でアイヌ民族の歴史は展開してきたと言えます。

一口にアイヌと言っても、より厳密には居住域によって「北海道アイヌ」、「樺太アイヌ」、「千島アイヌ」に大別されます。そして、近世においては、北海道アイヌは日本との関係が、千島アイヌはロシアとの関係がそれぞれ特に強く、樺太アイヌは日本とも関係を持ちましたが、清朝からの辺民編成も及んでいました。以下、近世における北海道アイヌと松前藩の関係およびその変遷について概説します。

5. アイヌ民族の近世・近代史

(1) 近世における松前藩との関係

アイヌ民族の生活域を取り巻く国や地域は、日

ア 商場知行制の成立と変質

北海道アイヌと和人は近世初期は合従連衡の関係にあつたのが、松前家が日本を代表する立場になつたとき、アイヌ民族は松前家としか交易ができなくなりました。アイヌ民族は交易相手となる和人を「トクイ」(「親友」の意味)と呼んでいましたが、松前家は個々のトクイの権益をすべて接収して、「カムイトクイ」(「威権のあるトクイ」の意味)と呼ばれるようになりました。

そして、松前家が掌握したトクイの権利を自らの家臣に分け与えていくのが北海道の近世化です。本州等では、藩主は城下町に家臣を集めて知行(所領支配権)を渡していましたが、米が取れ

ない北海道では、アイヌの人々と日本の商船は松

前に来なければ交易ができないこととし、交易を行う権益を家来に再配分していました。これを「城下交易体制」といい、松前藩の初期のやり方でした。

このように初期は一律に松前にアイヌの人たちを迎えて城下交易をしていたのが、その後、幕藩体制の整備を背景に、松前家が蝦夷地で本州製の品物を供給できる唯一の窓口になったことに伴い、交易の現場は松前から蝦夷地の交易ポイントである「商場」に移ります。商場での交易権を知行(商場知行制)として与えられた松前家臣によって、各商場での押し売り・押し買いが一般化していききました。こうした商場交易によってアイヌ側は不利な立場に置かれ、不満が蓄積したことで起きた大きな反発がいわゆる「シャクシャイン戦争」(二六六九年)です。そして、この戦いでアイヌ側が敗れたことにより、その後、押し売り・押し買いのやり方が全道の商場に広がっていききました。

イ 場所請負制の成立と展開

押し売り・押し買いが行われる商場交易はアイヌ側に不利なものでしたが、それでもまだ一応は交易でした。しかし、松前藩の財政が悪化し、交易だけでは商人からの借金を返せなくなったことから、藩や家来はアイヌとの交易を借金先の商人に任せ、借金のかたに商場の経営を委ねるようになっていきました。このような商人を「場所請負商人」といいます。

ところで、場所請負商人は、場所の経営権を権

益として請け負ったのではなく、債権として請け負ったということが、「場所経営」(後期場所請負制度)への変質をもたらすこととなります。アイヌ民族への押し売り・押し買いをそのまま続けるだけでは債務の回収に足りないからです。それだけ場所請負商人たちは、主に日本海側ではニシン、太平洋側ではイワシを獲り、それを肥料に加工して出荷するようになるとともに、従前は交易相手だったアイヌの人たちを雇って働かせるようになりました。こうした場所経営の手法が拡大していく過程で起きた反発が「クナシリ・メナシの戦い」(二七八九年)であり、この戦いにも松前藩が勝利したことにより、場所経営のやり方が千島の国後島・択捉島や樺太の南端にまで広がりました。一説ではアイヌが築いていた砦(チャシ)が造られなくなったのもこの時期です。

場所経営が定着していくなかで、アイヌの中に「役蝦夷」という人たちが現れました。法令の伝達や漁業の労務管理などを役割とされた人たちです。こうした役割は、元々はアイヌのリーダーたちに「惣乙名」などの職名を与えて担わせていたものですが、これを任命制に換えて、松前藩や場所請負商人の現地責任者である支配人が任命するようになりました。こうしたことから、研究の中では、場所請負は単に商業的な請負だけでなく、行政請負の側面もあつたとする説もあります。

(2) 近世から近代への過渡期

近世から近代(明治期)への移行に際してつくられた、「蝦夷地諸書物其外御引渡目録」(一八六八年)という、旧幕府の箱館奉行から新政府の箱館裁判所への引き継ぎ文書が残っています。ここには、「全嶋大幅切絵図」、「場所々々切絵図」、北蝦夷地「絵図面」、「東西場所請負証文」、箱館蝦夷地「村役人・浜役之もの名前書」、同「永住人・出稼人家数人別書」、「北蝦夷地出稼人名前書」とともに、アイヌ民族の人別帳である「役土人名前書井土人々別帳」が含まれています。明治維新を経て新政府が徳川幕府から版籍(土地と人民)を引き継いだとき、アイヌ民族も自らの意思の如何にかかわらず、新政府にその人身が引き継がれ、新政府の行政の対象になりました。

ただ、明治以降、行政によるアイヌ民族の管理のしかたは前提が変わりました。江戸時代においては、基本的にアイヌ民族は異文化を持った存在、和人ではない人々とみなされ、これを前提とした支配が行われていました。そのため、和人がアイヌと接する場合には、必ずその間に、通詞(通辞)と呼ばれる職種の人立ちがいました。今で言う通訳者ですが、実態としては和人側からアイヌ側に和人の法令などをアイヌ語で一方的に伝えるだけでした。

これが明治になってどう変わったかと言えば、行政上は、北海道および一カ国の設置に伴い、

「古民」・「土人」と呼ばれていたアイヌの人々には戸籍制度が適用され、一八七一年に北海道平民籍を与えられました。一方で、先ほども説明したとおり、アイヌの用益地はのきなみに取り上げられ、「無主地」とされ、後に北海道国有未開地の扱いになりました。

しかし、民族別支配の実態は簡単に変わるものではなく、通詞の後身である「土人取締」という役人が各地に配置されました。あわせて、北海道では当時、「土人伍長」制度も始まりました。地方制度としての伍長制度は全国にあり、江戸時代の五人組制度のような行政の末端組織として機能していましたが、北海道だけは同じ地域に和人の伍長と「土人」の伍長の両方を置いていました。「土人」の伍長は前時代の乙名をそのままスライドさせたような存在であり、前時代的な民族別支配が続けられていたと言えます。

(3) 近代期における保護・同化政策の推進

明治期に入って、本州以南からの移民が急速に増えていくなかで、アイヌの人々は地域でマイノリティになっていき、一八八〇年代までには、「土人取締」と「土人伍長」が廃止され、「旧土人保護地」への囲い込みが加速されます。ここに至って、生産者集団としての比重が低下したアイヌ民族は、行政支配の対象としても、自治の主体としても扱われなくなつたと言えます。

その後が続くのが「北海道旧土人保護法」の時代であり、同法の下でアイヌ民族は勸農と教育による「保護」と同化の対象とされていきます。同法は土地を給与することのほか、衛生状況の向上、特別学校の設置、授産の推進なども謳われています。特別学校での教育は、和人への同化を目的としていたことから日本語だけで行われ、アイヌ民族は劣つた民族であるとの前提に立って、水準の低い「民族別教育」が行われました。

同法に基づく事業の予算の出所は、天皇からの恩賜金や、「共有財産地」（保護地のうち給与地を分与した後に残った土地）に入植した和人からの地代などです。しかし、共有財産地からの得分の使途は個人の求めに応じて決定されるようなものではありませんでした。北海道庁の設置後の施策ですが、共有財産地の管理は、一九二四年に「旧土人互助組合」が共有財産地ごとに組織され、この官製組織によつて行われることになりました。組合長には市町村長が就き、共有財産地の管理だけでなく、生活改善や授産なども行われました。互助組合の理事会の構成では、多くの場合、アイヌ民族の理事が過半数に満たないという状況が見られました。こうしたなかで、後述するように、民族別教育の打破、土地処分権の付与、共有財産の自主管理など、アイヌ当事者からの異議申し立ての動きが各地で出始めるようになっていきました。

ただし、後述のとおり、旭川の近文地区の共有

財産地だけは特殊で、「北海道旧土人保護法」の適用外であつたことから、互助組合はアイヌの人々が自ら設置しました。この地区の場合、道庁が運営する旭川市土人共有財産管理委員会という組織がありました。

(4) 同化の推進を肯定する理論Ⅱ社会進化論

特別学校で民族別教育が行われたのは、アイヌ民族が劣つているという考え方が前提になっています。

これについて福沢諭吉は一八八二年、「遺伝之能力」と題した新聞のコラムに以下のようなことを書いています。「北海道の土人の子を養て之に文を学ばしめ、時を費し財を捐て、辛苦教導するも其成業の後に至り、我慶応義塾上等の教員たる可からざるや明なり。蓋し本人に罪なし、祖先以来精神を練磨したることなくして、遺伝の智徳に乏しければなり」。アイヌ民族の母親のお腹から生まれた子どもは、どんなに勉強しても、慶應義塾大学の教員にはなれないだろう、という意味です。

福沢諭吉ですらこうした考え方を疑わなかった時代ですから、世間では江戸時代以来の野蛮人視が根強く残り、行政のやり方においても教育においても、アイヌは劣つた民族、難しいことを言っても理解できない、などといった偏見が一般的であつたと思われまます。

だからこそ、アイヌは日本への同化を前提に保護すべき対象とされ、その一方でパチエラースクール(アイヌ民族のためのミッションスクール)の設置の動きなど、アイヌが外とつながろうとする動きは警戒されました。

こうした、アイヌを民族的に劣った存在とみなす考え方を社会進化論といえます。これが当時、アイヌ民族の日本への同化を肯定する理論であり、「開拓史観」の理論的前提になっています。

6. アイヌ当事者からの異議申し立てー旭川の例

(1) 近文の保護地化と状況の変化

先ほどもご紹介したとおり、上川盆地で「旧土人保護地」に指定された地区は、現在の旭川市の近文地区です。この地区の沿革は以下のとおりです。

- ・ 一八八七(明治二〇)年、石狩国上川郡に
- 一三の原野選定、その一つにチカブニ原野誕生。

- ・ 一八九一(明治二四)年、近文原野の区画測量と区画地の貸下の開始。

- ・ 一八九三(明治二六)年、「石狩国上川郡鷹栖村区画図」に「旧土人開墾予定地」明記。
- ・ 一八九四(明治二七)年、近文原野区画地の貸下に際し、「旧土人保護地」(三七筆四九

万四四〇〇坪)を三六戸のアイヌ(近文一六戸、永山九戸、忠別五戸、神楽・比布・当麻各二戸)へ仮引渡(各約一万三七〇〇坪)。

近文アイヌ地の成立。ただし、居住者一三戸、通作者一五戸。

このような経緯で、上川盆地に暮らしていたアイヌの人たちは近文の「保護地」に押し込められました。

「近文旧土人保護地」の設置当初は、鉄道もなければ、陸軍の師団の設置も決まっていまじませんでした。しかし、明治三〇年代になると、近文地区の南側には、鉄道上川線の駅が置かれて交通の要衝となり、東側には北海道で最も規模の大きな陸軍師団である第七師団の駐屯地が置かれて一万人規模の軍人とその家族が移り住み、周囲の状況が一変しました。さらに、それらの先には旭川市の市街化予定地や永山屯田兵村、帝室林野局所管の御料林も連なっていました。上川盆地に暮らしていたアイヌの人たちを盆地の端に排除したはずだったのが、保護地自体が師団と市街地を結ぶ有望な土地になったということです。

(2) 近文旧土人保護地事件の沿革

近文地区をめぐる状況の変化により、明治三〇年代以降、保護地を移転させ、アイヌの人たちを他の場所へ移す動きが始められます。こうした政府の動きに抗する近文アイヌの異議申し立てと行動

は、明治三〇年代から昭和初期に至るまで、三次にわたって続けられました。

ア 第一次事件(一八九九年末〜一九〇〇年五月)

第一次事件は、大倉組による土地開発計画に基づく保護地移転の策動と、北海道庁がこれを許可したことが発端です。

このときは、和人の小作人が土地を守るという立場で、地主であるアイヌの人たちと連携し、内務省への反対陳情を行ったほか、川上コヌサアイヌ(近文旧土人請願委員総代)らの上京運動も行われ、これらの取り組みが奏功し、移転を撤回させました。

イ 第二次事件(一九〇〇年一月〜〇七年四月)

第一次事件での移転の撤回後も、第七師団の関係者や入植者など、旭川への移住者は増加し続け、都市化が進み、近文地区の土地としての潜在的な価値はますます高まってきました。

そうしたなかで、一九〇〇(明治三三)年、浜益アイヌの天川恵三郎が、独自の移転策を提出しました。天川は、明治の初めに小学校高等科を卒業し、税務署勤務の経歴を持つ人物で、旭川に親戚がいた関係でこの問題に関わるようになり、天川提出の移転策は、アイヌ側が共有財産を放棄し、名寄など他所への移住もする代わりに、

現行の居住地に関する権利を残し、転賃料等の収益はアイヌが自ら収納するという内容でした。

しかし、これに反対した旭川町は一九〇三年、町会により保護地管理策を決議し、これを受けた北海道庁は一九〇六年六月、町に三〇年間の保護地管理を指令しました。

一方、それに先立つ一九〇六年一月には、深川アイヌの栗山四郎が独自の保護地自主管理策を試行していました。栗山は、天川案にある一部の自主管理ではなく、全域をアイヌ民族が自主管理するべきであるとし、管理主体として「上川土人自治義会」を組織していますが、町は警察を通じて栗山を召喚、この案を撤回せしめています。

こうした町の動きに対し、天川は一九〇六年六月、保護地全域のアイヌ民族による自主管理をめざし、訴訟を起こしました。これに対し道庁は、天川に予戒命令を出しました。予戒命令とは、地域を指定して、そこへの立ち入りを禁止する命令であり、天川は旭川にいらなくなりませんでした。

結果として、一九〇七（明治四〇）年四月に、道庁指令に基づき、保護地の一部（全体の三三・四％）はアイヌ民族に割渡しがなされ、それ以外は町が管理するものとされました。町管理の土地は和人の小作地とされ、小作料は町に収納され、町の裁量でアイヌ民族に対する授産や教育などの施策を考える体制がつくられました。

ウ 第三次事件（一九三一〜三四年）

一九〇六年に北海道庁が旭川町に出した保護地管理の指令は三〇年間でとされていたため、三〇年後を見据えた様々な動きが昭和初期に始まります。こうしたなかで、昭和六〜九年に、近文アイヌの松井国三郎らが主導した保護地の自主管理運動が第三次事件に位置づけられるものです。

旭川町は一九二二（大正一一）年に市制施行して旭川市になり、一九二九（昭和四）年四月をもって、旧土人保護地を含む近文を改称し、川端町、旭町、北門町、錦町、緑町、近文町の一部としました。前年五月には、市から政府に働きかけて、当該地を都市計画区域に指定し、旧土人保護地でありながら、都市開発ができる地種に変えていました。

こうした動きがあるなかで、近文アイヌの側は一九三一（昭和六）年八月、旭川市豊栄互助組合を結成し、現住地だけでも「北海道旧土人保護法」に基づく給与地と同じように土地の所有権を付与してほしいという請願を道庁長官に行いました。その後、近文アイヌは「近文旧土人部落民大会」を開き、同年一二月、現住地だけでなく保護地全地の付与の請願を決議し、北海道庁へ願書を提出しました。

なぜ全地付与の請願となったかと言えば、町管理とされた保護地を借りている小作人たちの状況を見ていたからです。保護地のうち町管理とされた部分は小作地とされましたが、実際には住宅開

発が行われており、小作人は地代の安い保護地に多数の借家を建て、家賃収入で大きな収益をあげていました。近文アイヌの人たちはこうした実態を把握しており、保護地全域を自主的に管理したいという思いを持っていたのです。

その後、近文アイヌ側は保護地の経営主体として「財団法人豊栄互助財団」を創立し、こゝまづ小作料の取り立てから始めます。この財団の中心が松井国三郎や荒井源次郎らです。

これに対して北海道庁は、運動を沈静化させるため、アイヌ施策を所管していた社会課属の職員を現地に派遣し、近文アイヌの人々に対して分断工作を行いました。すなわち、やや激しい運動を展開していた財団派と、それに疑問を持つ穏健派の対立をおおって、財団派を孤立させたのです。

こうした対立を経て制定されたのが「旭川市旧土人保護地処分法」（昭和九年三月二三日法律第九号）です。結果的に同法の下で、現住地（五〇戸、計五〇町歩弱）のみについてアイヌの所有権を認め（昭和九年一月一日、五〇戸に地券交付）、九〇町歩の共有地は北海道庁が管理することとし、小作料は北海道庁が徴収し、保護費に充当することにしました。

松井作成の財団の収支計画書を見ると、旧ソ連のホルホーズに近い仕組みが構想されていたことがうかがえます。計画書からは、下付地にアパートを建設して全住民が住み、それぞれの農地に出かけていくこと、共有地で宅地経営を行って賃貸

料を集めること、収入は個人ではなく財団が一括して管理し、全戸一カ年の生活費二万円を等しく配分すること、などが読み取れるほか、育英・医療費支給規程などもつくられていました。当時の新聞記事によると、松井はアリュージョン列島で実践されていたアメリカの先住民施策の仕組みを参考にしたそうです。旭川には当時、このようなアイヌ民族が、世界に視野を広げて得た構想をもって自治の実践をしようとしていました。

(3) 「旭川市旧土人保護地」の顛末

第二次世界大戦が終結し、一九四六年一〇月以降、日本では戦後改革の一環で第二次農地改革の関連法（「自作農創設特別措置法」と「農地調整法改正法」）が制定され、大地主制度の解体（不在地主の小作地、在村地主の小作地のうち一定の保有限度を超える分は、国が強制買収）と、小作人（自作農）への農地の優先的な分与（低価格での特売）を進めることになりました。一定以上の面積を持つ旧土人保護地もその例外とはされませんでした。これを受けて、社団法人北海道アイヌ協会（一九四六年二月設立）が、同法の旧土人保護地への適用除外を求めましたが、結果的にこれは認められませんでした。

また、同年公布の日本国憲法は、個人の平等を謳い、族籍や門地に基づく公的区分を否定しています。これは個人に等級をつけないという考え方を

であり、それ自体は否定されるべきものではありませんが、先住民族のことが全く考慮に入られていないという問題があります。つまり、先住民族に対する何らかの特別な配慮は日本国憲法の枠内では不可能です。

このように、日本では戦後、先住民の存在を顧慮されない制度がつけられ、また、農地改革関連法の旧土人保護地への適用除外も認められないことになって、旭川で何が起きたかと言え、一九四七年以降、「旧土人」の共有地が小作人に縁故特売されてしまいました。これにより、近文アイヌによる共有地の所有権は喪失してしまいました。縁故特売による収益金は関係するアイヌの人たちに配分されたのですが、相当額の残金も発生していました。この残金について、一九九七年のいわゆる「アイヌ文化振興法」制定に伴う「北海道旧土人保護法」および「旭川市旧土人保護地処分法」の廃止を機に、「旭川市旧土人五〇名共有財産（縁故特売収益配分残高）」の返還請求が公示されましたが、これに近文アイヌの関係者が異議申し立ての訴訟を起こしました。この訴訟は二〇〇六年まで係争が続き、最終的に最高裁で棄却され、「旭川市旧土人五〇名共有財産」は雲散霧消してしまいました。

7. 荒井源次郎の思想と砂澤ビツキの芸術

荒井源次郎（一九〇〇〜一九一一年）は、近文のアイヌで、前出の第三次近文旧土人保護地事件や第二次農地改革関連法の反対運動にも関わった一貫した闘士です。

荒井は筋金入りの旧土人保護法撤廃論者です。荒井の思想の特殊性は、旧土人保護法の撤廃だけでなく、一九八〇年代以降に議論されたアイヌ新法の制定にも反対していたことにあります。例えば著書の『続アイヌの叫び』（一九九〇年）によると、アイヌを対象とする法律の制定は「内容はどうあれ」、「アイヌを保護民だとのレッテルをはくことにつながると考えていたからです。当時、アイヌ民族の多くに新法制定を期待する風潮が広がるなか、荒井はこれに「断固反対」しました。

法律を制定させないとすると、そのことはアイヌ民族の同化へ向かう可能性をはらんでいます。荒井の思想においては、国による保護の廃止と民族文化の伝承は矛盾せずに併存しており、「いたずらに過去の悲惨に涙を絞ることなく」、「将来の光明を求めようではないか」と呼びかけました。つまり、保護を目的とする新法の前提には日本社会によるアイヌの文化伝統への蔑視や無知蒙昧視があるので、これを止めさせるために、法律の制定による生活文化状況の改善を求めるのではなく、平等な土俵を整えた上でアイヌ自身に公民としての自助努力（固有の文化伝承を含む）を求

めるとというのが、荒井の確固たる信念だったという事です。

この荒井の思想を受け継いだ一人が、芸術家(彫刻家)の砂澤ビッキ(一九三一〜一九八九年)です。砂澤は近文の出身で、「全国アイヌ語る会」の議長も務めるなど、アイヌ民族運動に終生参加していました。

砂澤は、経済的自立を果たしつつ、その上で自らの芸術を追求した人です。砂澤自身による「木彫のころ」(一九八五年)という文章に、作品制作にあたってのスタンスが書かれており、「アイヌ民族とは天性的に造形性を持っていたのであり、私はアイヌを意識していない。意識しないところに出るものこそ、本質なのではないかと考えている」とあります。抽象作品こそ自らの美術作品とし、普遍的芸術を目指しながら、そこにアイヌの本質が感じられることは排除しないというスタンスです。

荒井の思想や砂澤の作品制作のスタンスには、アイヌの方々が近代以降の状況の中で到達した一つの地平を見る思いがします。

8. まとめに代えてー歴史をいかに未来につなぐか

以上、「北海道開拓の光と影」の題で、北海道の近代史の二面性、「光」の側面である和人の開拓史と、「影」の側面であるアイヌ民族の近代史

についてお話をしてきました。

アイヌ民族の近代史を基本的に「影」のイメージとして語ってきましたが、それだけで語ることも自体もアイヌの人たちに対して失礼な視点であろうと思います。ただし、アイヌ民族に対する構造的な社会・経済的な不利益が、地方自治の現場も含め、これまでも、また現在も存在してきたわけであり、これを反省した上で、今後わたしたちの社会をどう構築していくのかを考えていく必要があります。

その際にキーワードになるのが、「アイヌ民族は先住民族である」ということです。日本は、二〇〇八年六月六日に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択した瞬間から、アイヌ民族という先住民がいることを前提とした社会になりました。これにより、北海道の地方自治は先住民族が存在することを前提とした自治の現場となったのです。わたしたち北海道に暮らす者は、こうした前提を踏まえた上で、北海道の将来のあり方を考えていくこと、言い換えれば、北海道の歴史をどのような視点で振り返り、それをどのように未来につないでいくかが問われています。

へたにもと あきひさ・北海道大学大学院教授

本稿は、二〇一九年一〇月一日に開催した、北海道史研究プロジェクト・第三回学習会の内容をまとめたものです。文責・編集部